逗子市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月30日

逗子市長　桐ケ谷　　覚

逗子市規則第27号

逗子市財務規則の一部を改正する規則

逗子市財務規則（平成３年逗子市規則第６号）の一部を次のように改正する。

第48条中「から起算して３営業日以内に」を「以降速やかに」に改める。

第63条中「２日以内に」を「速やかに」に改める。

附　則

この規則は、令和８年10月１日から施行する。